

# STCW条約基本訓練（消火）コース



区分	「STCW条約付属書第6章第6-1規則に定める基本訓練」法定コース (STCW条約付属書A-6/1節の2に規定する実技(防火及び消火)講習)	
対象	船舶に乗り組むすべての船員	
訓練	1日(火災消防実習1日)	
	受講料: 80,300円(消費税10%込) 昼食代: 990円(消費税8%込)	
概要	持ち運び式消火器の取り扱い、実火を使用した大小規模の消火、泡が注入された区画への進入及び通過、空気呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10項目を体得する訓練	
	0830~0850	日程説明等
	0850~0950	座学 (火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤)
	0950~1200	実習 (消火器取り扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本)
	1300~1600	実習 (自蔵式空気呼吸具装着、機関室火災消火、搜索救助、高発泡区画への進入及び通過)
1600~1700	判定試験等	

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-2（防火及び消火）で規定されている以下の10項目について、すべての実習を実施しています。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種持運び式消火器の使用</li> <li>② 自蔵式呼吸具の使用</li> <li>③ 小規模火災の消火</li> <li>④ 大規模火災の水による噴射及び噴射ノズルを用いた消火</li> <li>⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過</li> <li>⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動</li> <li>⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火</li> <li>⑨ 霧放射器及び噴射ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火</li> <li>⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施</li> </ul> |
|--|--|

※ 本訓練の修了に際して行われる判定試験に合格すると「消火講習（再講習）修了証明書」が即日交付されます。この証明書は、「STCW条約コードA-6-1-2（防火及び消火）」に定める全ての項目（1～10）の訓練の実施及び知識・技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※ STCWコード表A-6-1-2（防火及び消火）に定める項目については、STCW条約付属書A-6/1節の3及び船員法の規定において、5年毎にその全ての項目について、知識・技能が維持されているのを確認することが義務付けられています。